

## 令和2年4月分以降の トワイライトルーム利用料について

政府から「緊急事態宣言」が出され、本県が「特定警戒都道府県」に指定されました。新型コロナウイルスによる影響が拡大し、保護者のみなさまの就労状況やお子様のルーム利用状況に、大きな影響がみられることから、令和2年度の利用料について、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

➤ これまでは、選択事業の登録がされていた場合、利用日数にかかわらず、月額定額の利用料をいただいていたましたが、当分の間、下記のように取り扱います。

### 当月分の選択事業時間帯（＝17：00以降）の利用実績がない場合

➡ その月の末日までに、ルームに取消届を提出（※）していただいた場合に限り、利用料はかかりません。

ルームへ電話連絡の上、取消届を代筆してもらうことも可

- ・一旦、選択事業の利用登録を取り消しますので、再登録をするまでは、翌月分以降の利用料金もかかりません。
- ・その後に再登録をする際は、登録申請書の再提出が必要となりますが、当初の申請時から記載内容に変更がない場合に限り、就労申告書の添付は不要とします。
- ・例…4月30日までにルームに取消届を提出すれば、4月分の利用料はかかりません。

### 当月分の選択事業時間帯（＝17：00以降）の利用実績がある場合

➡ 保護者のみなさまから、同封した「トワイライトルーム選択事業利用実績申告書」（別紙1）を翌月15日までにルームに提出していただいた場合に限り（ルームへの郵送も可。必着）、利用料金の特例措置（別紙2）を適用いたします。

- ・別紙1の用紙は、今後、毎月使用する可能性があります。コピーをして使って下さい。

- 上記手続の前に、納付書や口座振替で通常の利用料のお支払をいただいた方につきましては、上記手続後に、原則として、翌月分以降の利用料へ充当させていただきます。充当が困難な場合は、後日還付をさせていただきます（還付の場合には、通知書を送付します。）。
- 令和元年度の利用料（令和2年3月分の利用料まで）については、通常どおりの取扱いとさせていただきます。
- これまでは、納付書払の方に対しては、毎月の利用料に係る納付書をルームの先生から手渡しでお渡しさせていただいていましたが、当分の間、当室から郵送にて送らせていただきます。